

## 5. 総合事業の移行スケジュール

- 平成29年4月から平成30年3月までは、原則として現在の介護予防給付と同様の体系のサービスをご利用いただけます。（1回あたり単価など柔軟な利用方法が可能になります。）
- 平成29年3月までに要支援認定を受けている方は、原則として、認定の有効期間が満了し、平成29年4月以降に有効期間が開始した方から総合事業に移行します。
- 全ての要支援認定者が総合事業に移行する平成30年4月から、内容や時間に応じたサービス体系の整備を図る予定です。（詳細は平成29年度中に検討します。）

現行 (～H29.3)	移行期間 (H29.4～H30.3)	本格実施後 (H30.4～)
予防給付 通所リハ・訪問看護 福祉用具貸与 等	予防給付 通所リハ・訪問看護 福祉用具貸与 等	予防給付 通所リハ・訪問看護 福祉用具貸与 等
予防訪問介護 予防通所介護	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援 サービス	介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービス 訪問サービス 通所サービス
介護予防事業 二次予防事業 (機能向上プログラム) 一次予防事業 (介護予防講座など)	訪問サービス (1回あたり単価 を追加) 通所サービス (短期集中含む) 要支援2は 利用回数選択可 一般介護予防事業 (介護予防講座など)	介助型 生活指導型 家事援助型 機能訓練型 短期集中型 一般介護予防事業 (介護予防講座など)



# 介護予防・日常生活支援 総合事業のご案内

## ご相談・お問い合わせ

総合事業に関してご不明な点は、江別市介護保険課またはお近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。

### 江別市役所

#### ●健康福祉部介護保険課

〒067-8674  
江別市高砂町6番地  
電話：011-381-1067  
FAX：011-381-1073

### 地域包括支援センター

#### ●江別第一地域包括支援センター

〒067-0004  
江別市若草町6番地の1 いきいきセンターわかくさ  
電話：011-389-4144 FAX：011-391-4612

#### ●江別第二地域包括支援センター

〒067-0061  
江別市上江別東町7番地の26 江別管工事業協同組合2階  
電話：011-389-5420 FAX：011-389-5421

#### ●野幌第一地域包括支援センター

〒069-0801  
江別市中央町31番地の6 (旧カジヤマ商店跡地)  
電話：011-381-2940 FAX：011-381-2941

#### ●大麻第一地域包括支援センター

〒069-0854  
江別市大麻中町2番地の17 メディカルビルおおあさ  
電話：011-388-5100 FAX：011-388-5101

介護保険法の改正により、市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）を実施することとされています。

総合事業においては、介護保険における要支援1・2の方へのサービスのうち、「訪問介護」と「通所介護」は市町村が地域支援事業として実施し、また、これまでの介護予防事業も見直され、一般介護予防事業を実施することになります。

江別市では、平成29年4月から総合事業を開始いたしますので、その内容についてご案内いたします。

江 別 市

健康福祉部介護保険課

平成29年4月

# 1. 総合事業のサービスと対象者

## 介護予防・生活支援サービス事業

●**訪問サービス**（ホームヘルプサービス）  
 利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる掃除や食事など生活の支援が受けられます。  
 （これまでの介護予防訪問介護に相当するサービスです。）

●**通所サービス**（デイサービス）  
 通所介護施設で、食事・入浴など日常生活上の支援や生活行為向上のための機能訓練等が受けられます。  
 （これまでの介護予防通所介護に相当するサービスです。）

【対象者】  
 ・要支援1・2に認定された方  
 ・国が定める一定の基準に該当する方（事業対象者）  
 （事業対象者は短期集中サービスのみ）

## 一般介護予防事業

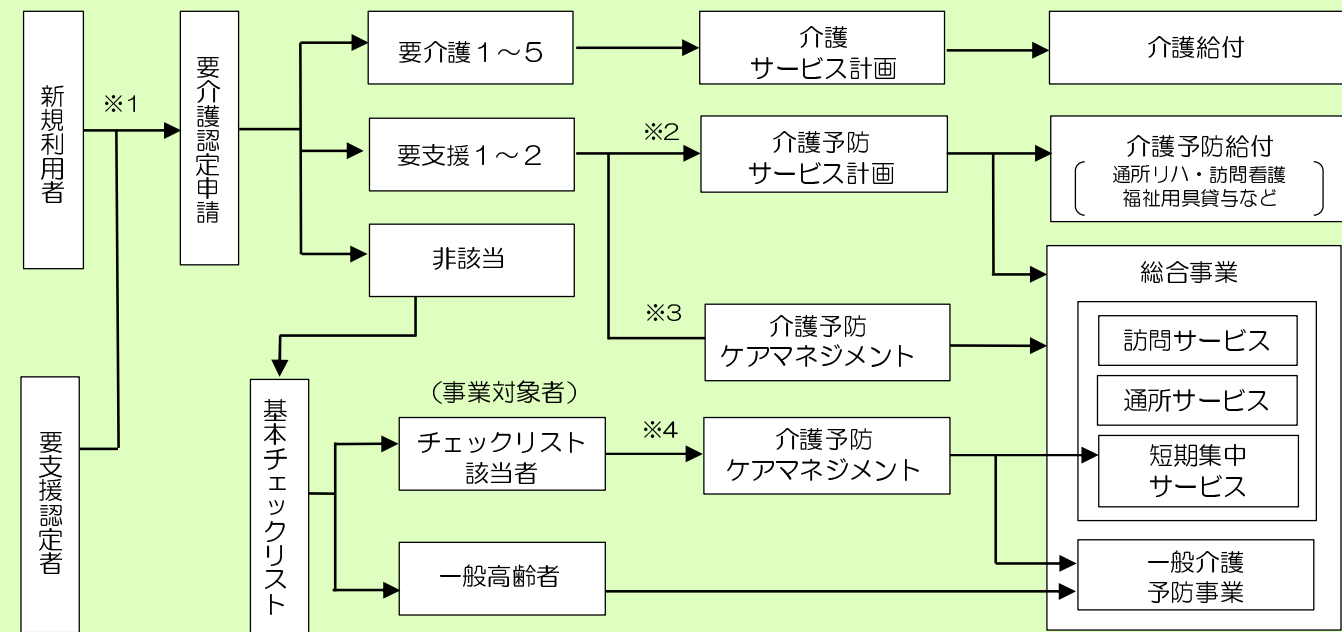
介護予防に関する知識を学び、実践するための介護予防教室や、地域に出向いて行う介護予防講座など

【対象者】  
 ・65歳以上の全ての方



# 2. サービス利用の流れ

●総合事業（訪問サービス・通所サービス）の利用には、要介護認定申請が必要です。



- ※1 新規利用で総合事業の利用を希望する方、及び要支援認定者で総合事業に移行する方は、要介護認定申請を行います。
- ※2 要支援認定者で介護予防給付を利用する方は、介護予防サービス計画が必要です。
- ※3 要支援認定者で総合事業のみ利用する方は、介護予防ケアマネジメントが必要です。
- ※4 要介護認定における非該当者で国が定める一定の基準（基本チェックリスト）に該当する方は、介護予防ケアマネジメントを経て短期集中サービスの利用が可能です。

# 3. 介護予防ケアマネジメント

- 介護予防・生活支援サービスの利用にあたっては、介護予防ケアマネジメントが必要です。介護予防ケアマネジメントとは、要介護状態等になることや、要支援・要介護等の状態が悪化することをできる限り防ぐことにより、自立した日常生活を支援するものです。
- 介護予防ケアマネジメントは、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所\*の専門職（ケアマネジャー）が担当します。生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、一人ひとりの状態に合わせて、心身や生活機能の向上を目指すために必要なサービス等を提案します。



### アセスメント

本人との面談等により、生活機能に関する状態や生活に関する意向を把握します。

### 目標の設定

心身機能の改善や、地域や家庭において役割をもった活動を行うことなど、具体的に達成可能と思われる目標を設定します。

### 目標達成に向けた取組みと評価

介護予防や生活に関する活動等を本人が主体的に行い、設定した期間における達成状況を評価し、次の目標設定や、活動等の継続を行います。

\*地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所

# 4. サービス利用料金のめやす

●総合事業のサービス利用料金のめやすは以下のとおりです。  
 （単位数に10円と負担割合（1割又は2割）を掛けたものが本人負担です。）



## ●訪問介護サービス（ホームヘルプ）

○変更前（平成29年3月まで）

対象者	回数区分	単位数
要支援1・2	週1回	1,168単位/月
	週2回	2,335単位/月
要支援2	週2回超	3,704単位/月

○変更後（平成29年4月～平成30年3月）

対象者	回数区分	単位数	備考
要支援1・2 事業対象者	週1回	1,168単位/月	
	週2回	2,335単位/月	
要支援2 事業対象者	週2回超	3,704単位/月	
要支援1・2 事業対象者	1回あたり①	266単位/回	月4回まで
	1回あたり②	270単位/回	月5回～8回まで

## ●通所介護サービス（デイサービス）

○変更前（平成29年3月まで）

対象者	単位数
要支援1	1,647単位/月
要支援2	3,377単位/月

○変更後（平成29年4月～平成30年3月）

対象者	回数区分	単位数
要支援1 事業対象者	週1回程度①	1,647単位/月
	週1回程度②	1,647単位/月
要支援2 事業対象者	週2回程度	3,377単位/月

- ※1 上記の単位数のほか、現行の介護予防給付と同様の加算又は減算が適用されます。
- ※2 平成30年4月以降の利用料金については、平成29年度中に検討します。

